

第 1 3 1 3 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 6 年 8 月 2 1 日 木曜日
開会 1 5 時 0 0 分 閉会 1 7 時 3 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 1 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 5 時 0 0 分, 委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 1 2 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 5 件, 報告 1 件

イ 非公開の承認

議案 3 件については, 市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出に関することであり, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 議案事項

議第 1 1 号 京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

(事務局説明)

○三宅 学校指導課担当課長

本年 7 月 31 日の定例会にて御報告したとおり, 京都市立伏見工業高校のシステム工学科
(定時制・昼間部) については, これを廃止し, 平成 27 選抜入学者選抜から入学者の募集

を停止する方向で、京都府教育委員会と協議を進めてきた。

この間、定時制高校は、勤労青年の就学機会の提供や多様な社会的背景を持つ生徒にとって大きな役割を果たしており、伏見工業高校においても、将来の産業界を担う若者の育成を目指し、企業の優れた技術・人材育成力と学校教育を組み合わせた新しい工業教育を行う定時制システム工学科を平成 19 年 4 月に設置した。

教育活動としては、「高度で実践的な知識・技術の習得」や「職業観・勤労観、課題解決力や責任感」を滋養することを目的とし、2 年時に 5 日間の企業インターンシップ、3 年生時には約 2 カ月間にわたる企業長期実習を実施するなど、産業界と連携・協働した職業教育「デュアルシステム」を導入し、学校での学習に加え、自らの職業適性の理解を深めることのできるカリキュラムを展開している。

しかしながら、この度、募集停止に至った経緯としては、平成 24 年 12 月の京都市立工業高校将来構想委員会の「最終まとめ」において、学科の設置主旨である「働くことを通じて学ぶ」という目的が乏しい生徒が多く入学している現状が報告されており、同校が求める生徒像との間に乖離が生じている状況にあること、また、近年、働きながら学ぶことを目的とした生徒が減少し、不登校経験のある生徒や特別な支援が必要な生徒をはじめ、多様な生徒が定時制に入学している状況を踏まえ、平成 27 年 4 月に府立清明高校が新たな教育内容や施設設備を備え、募集定員 120 名の昼間 2 部制単位制普通科校として開校することから、昼間定時制設置校として伏見工業高校がこれまで担ってきた役割についても見直しが求められており、平成 27 年度入学者選抜から募集停止を行いたいと考えており、それに伴い、「京都市立高等学校の管理運営に関する規則」の一部を改正する。

（委員からの主な意見）

- 「企業長期実習」の受入企業数は。募集停止ということで、実習も含めた教育課程で成果があまり得られなかったという認識か。
- 新設校である府立清明高校の概要は。
- 「京都市立将来構想委員会」からの提言を踏まえ、市府間で十分協議いただき、同校昼間定時制のあり方を見直していただいたものと考えている。

（事務局）

- 企業長期実習にあたっては、例年約 100 社の企業に参画いただいている。ただし、生徒数が 20 名であり、全ての企業に毎年お世話になるわけではない。実習の成果は一定あったと捉えているが、「働くことを通じて学ぶ」という本来の学科目的に対し、目的意識の乏しい生徒が入学するなど、同校が求める生徒像に合致していない状況が見受けられた。
- 府立清明高校は、昼間 2 部制の単位制普通科校として、不登校生徒や学び直し、特別支援を必要とする生徒を対象に、北区にある元鴨沂高校紫野グラウンドに設置される。

（議決）

委員長が、議第 11 号「京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」に対して、採択を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第12号 平成27年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員について

(事務局説明)

○三宅 学校指導課担当課長

まず、平成26年3月卒業生を対象とした公立高校の募集定員および本市立中学生の進学状況については、全日制の募集定員について、前年度に比べ、生徒数が343名増加する中、全体で80名の定員増を行った。生徒数増に比べ募集定員増が小さいが、これは京都府の事業である「私立高等学校あんしん修学支援事業」による私立高校授業料の実質無償化が定着し、本市立中学生の私立高校全日制への進学率が3年連続で上昇しており、京都府私立中学高等学校連合会においても、積極的な受入れ方針が確認されたことを受け、生徒の志願動向も踏まえ、公私協調による生徒収容を図ったものである。

定時制の募集定員については、前年度維持の460名とした。結果的に、前期選抜・中期選抜を併せた志願者は297名と前年度から増加したものの、後期選抜の志願者は前年度から微減となり、最終的には、460名の定員に対して86名の欠員が生じる結果となった。

最終的な本市立中学生の進学状況については、全日制、定時制、通信制をあわせた高校進学率が98.8%となり、前年度とほぼ同じ水準となった。また、公私をあわせた本市立中学生の全日制への進学者は159名増加し、進学率は91.0%と4年連続で91%以上となっている。なお定時制、特別支援学校、通信制の進学者については、それぞれ40～50名の増加となっている。

次に、平成27年3月卒業予定生を対象とした京都市・乙訓地域公立高校の募集定員についてだが、結論から申し上げますと、対象の中3生徒数が106名減少する中、平成27年度の公立高校全日制の募集定員については、工業に関する学科で50名減をいたしたく考えている。

募集定員の設定については、私立高校授業料の実質無償化による中学生の私学志向が継続するとの予測のもと、公私分担で全日制高校への進学率向上を目指してきた本市における経過も踏まえ、この間、京都府教育委員会とはもとより、京都府私立中学高等学校連合会とも協議を重ねてきた。26年度選抜結果では、私学進学率が37.6%となり前年度より0.4%増加するなど、私学志向は更に強まっており、私学進学率については今後とも同程度の水準で推移することが予想される。また、私学連合会においても、これまでと同様に積極的な受入れを図っていく意向が確認されている。

あわせて、公立高校全日制では、定員を全体で50名の減にとどめることで、公私協調による十分な募集定員の確保と、それに伴う本市立中学生の全日制進学率の向上を目指す。具体的な公立高校での学級増については、全日制普通科において、市立塔南高校、府立朱雀高校でそれぞれ40名増、市立紫野高校、府立山城高校でそれぞれ40名減とする。あわせて、全日制工業に関する学科においては、市立洛陽工業高校で30名減、市立伏見工業高校で20名減とする。

公立高校では、対象の中3生徒数の減少分に対し募集定員減を抑えているが、先ほど申し上げたとおり、私立高校において定員を大きく超えた受入れ枠が確認されているところであり、生徒の進路希望の実現を第一に考えるとともに、各高校の施設状況や現中3生の進路希望調査の結果等を踏まえ、公私を合わせて、十分に必要な収容の定員を確

保し、全日制進学率の向上を図ることができると考えている。

定時制の募集定員につきましては、この間、全日制進学率が向上したことから、大幅な定員割れの状況が続いているが、平成 27 年度選抜の募集定員については、府立清明高校の開校と伏見工業高校システム工学科の募集停止により、昼間定時制で 100 名の増、夜間定時制においては 60 名の減とし、定時制全体で 40 名の増を考えている。具体的な学級増については、昼間定時制において、市立伏見工業高校で 20 名減、新設校の府立清明高校で 120 名の増とする。夜間定時制については、府立鴨沂高校で 60 名の減を考えている。

また、7 月 28 日付けで「京都の定時制・通信制教育を守るみんなの会」から、特に定時制の状況や募集定員に関する申し入れ書が提出されているので、参考に添付している。

(委員からの主な意見)

- 募集定員の策定については、長期的な人口変動も見据え市府間で協議されているのか。
- 昨年度の入学者選抜において、全日制で欠員は生じたのか。
- 全日制普通科について、市立高校では塔南高校で 40 名増、紫野高校で 40 名減としているが、こういった意図か。
- 新制度に移行し、京都市・乙訓通学圏全体における高校の適正規模や生徒数の増減を踏まえ市府にて協議いただいた。これを踏まえ、各校における取組の充実を図るなど、学校教育の更なる向上を期待したい。

(事務局)

- 定員策定については、市府両教委並びに京都府私立中学高等学校連合会にて公立の施設規模や私学進学率など、様々な要素を考慮し協議を行っており、生徒数の増減についても統計をもとにシミュレーションしている。特に、市立高校においては、生徒数が減少期を迎える中、全日制進学率の維持・向上を図るため、地域的な事情や生徒の進路希望を考慮しながら定員を策定している。今後とも、長期的な視野を持ちながら協議してまいりたい。
- 昨年度選抜では、全日制での欠員は生じていない。
- 塔南高校については、南区での生徒数が増加していることや、旧南通学圏の中で特に塔南高校の志願倍率が高かったことを踏まえ定員増としている。紫野高校については、昨年度中 3 生増加に伴い定員増を図った経緯があり、同校の適正規模を考慮し 40 名減としている。

(議決)

委員長が、議第 12 号「平成 27 年度京都市立高等学校第 1 学年生徒募集定員について」に対して、採択を行い、各委員「異議なし」を確認。

エ 報告事項

京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会報告書の提出について

(事務局説明)

○森田体育課長

平成 24 年 7 月、養徳小学校の夏季休業期間の水泳指導中に 1 年生の浅田羽菜さんが死亡した事故について、事故の直接的な原因の究明や再発防止策を専門的な見地から調査・検証するために設置された第三者調査委員会から、当事者である御遺族と本市の双方に対して、平成 26 年 7 月 20 日に報告書が提出された。

事故後、本市では、監視台などの安全用具を緊急配備するとともに、新たに水泳指導に関する「手引」や安全管理の「指針」を作成し、研修会を実施するなど、安全な水泳指導の徹底を図っているところであるが、本報告書で示された事故発生の経緯や事故原因、再発防止の提言等を踏まえ、今後、更なる安全対策を行っていく。

以下、報告書の概要について説明する。

調査委員会は、弁護士や大学教員、医師などにより構成されている。調査期間は 1 年間。主な活動としては、調査委員会が全 19 回、関係者等への聴き取り調査が 69 回、御遺族の浅田羽菜さんの御両親との面談が 5 回行われている。

報告書は、全 9 章で構成されている。

事故発生時の状況について、再現検証の結果、羽菜さんが意識を喪失してから発見されるまでの時間は 16 秒から 28 秒の時間と考えられる。羽菜さんは、プール南側から発見地点であるプール北側付近まで単独で移動し、体のバランスを崩す、顔に水がかかる、せき込む、あるいは頭部が水没するなど突発的、偶発的な事態に遭遇して少量の水を吸引したことで一時的な窒息状態になり、数秒以内に意識を喪失して、前方に倒れ込むように、うつ伏せに水面に浮いているところを教員が発見。発見後、救護措置を行ったが、嘔吐物により気道が閉塞して窒息状態になり、低酸素脳症を発症して死亡するに至ったと考えられている。また、発見された地点の周囲の状況や、肺内の水の量や外傷等の医学的な検証から、他の児童やフロート、障害物等の外的要因が影響したことは考え難い、とされている。

次に、事故の直接的な原因について。当時の指導には、自由遊泳中に生じる各種リスク、大型フロートの使用、騒音、監視台の未設置など複数のリスクが存在していた。それぞれのリスクは、直接的な原因とは考えられないが、溺水の可能性を高める重要な要因となったと考えられる。このように、配慮を要する児童の参加や水位上昇による溺水リスクがあったにもかかわらず、これらのリスクに関する情報及び認識を関係教員が共有することなく、監視と指導の役割分担が不明確なまま、適切な監視を行っていなかったという監視体制の不備が、本件溺水事故の直接的な原因であると指摘されている。溺水の可能性を高めたリスクとして、水位や水位管理、監視体制、水泳指導などが挙げられている。

次に、事故後の救護措置について。羽菜さんの浸水時間は 28 秒未満と推定されるため、溺水により直ちに致命的な状態に陥ったとは考え難く、事故直後の救命可能性は十分あった。しかし、現場の状況や羽菜さんのバイタルサインを把握し、関係教員に対して救命措置に関する的確な指示を出すべき担当者が決まらないまま、現場で場当たりの救護措置に終始したことや、心臓マッサージのタイミングが時宜を失したことも、救命可能性に悪影響を及ぼしたことは否定できず、心肺停止という致命的な状態であり、関係教員の知識や経験、技能、学校の設備、器具等を考慮しても、積極的な救護措置を各自が効果的に行ったと評価することはできない、とされている。

次に、医学的側面からの検討について。血液電解質の値やレントゲン写真からも飲み込

んだ水は少量であったと推測されるため、浸水時間は短時間で、浸水が死亡の直接原因とは考えにくく、気道を確保できなかったことで、まず呼吸不全による低酸素状態となり、続いて低酸素性脳症、さらに心不全を経て死亡に至ったと思われる、とされている。

次に、水泳指導者の立場からみた事故の検討について。プール管理は、水位を満水で運用することを前提としているため、水位を下げて溺水のリスクを軽減しようとする場合には、それに伴う衛生環境の劣化等の新たな弊害を認識しておく必要がある。また、24年度に養徳小学校1年生で行われていた学習は、学習指導要領等に沿ったものであったものの、児童が学習課題を達成できていたかどうかの確認はできていなかった、と指摘されている。夏休みの水泳指導は、その目的や内容等が明確ではなく、担当者の裁量に任されており、3学年合同実施の中、水深への注意喚起やプール内の移動に伴うリスクの確認が不十分なままに指導を開始されていた。また指導内容についても、自由遊泳や大型フロートの導入、バディ・システムの不徹底など、溺水に結びつくリスクがあり、緊急時が発生してからの教員間のコミュニケーションも、正確で実質的でない部分があった、と指摘されている。

次に、事後対応について。窓口である校長への反発が、遺族と学校や教育委員会とのコミュニケーションを停滞させたため、事故後早い段階で、校長のみによる窓口対応を改めるべきであった。また児童への聴き取りについて、事故直後の家庭訪問では、子どもの心理的負担に配慮して「子どもの様子を伺う」ことが最優先の目的とされ、事実解明はその当初から核心部分へのアプローチを欠いていた、と指摘されている。

これらを受けて、医学的検証の側面から、監視カメラの設置や危機管理の専門家の配置などを御提言いただいた。また、水泳指導者の立場から、低学年用サブプールの設置もしくはプールフロアの導入、安全設備の充実、自由遊泳を控えて教育活動としての質を保つこと、水上安全（Water Safety）の概念を取り入れて自己保全の技能を取り扱うこと、指導方針や内容等について保護者や地域の理解を得ること、などの御提言をいただいた。さらに、事後対応に関することとして、御遺族とのコミュニケーションの窓口を複数用意することや、記憶の減退等のおそれが生じる前に、専門の調査面接手法を用いて児童への聴取を行い、その後、心のケアに取り組むべきである、との御提言をいただいた。

今後、御両親の御意向も尊重しつつ、「手引」や「指針」で定めた安全策を一層徹底するとともに、報告書で示された課題や提言を踏まえ、設備面や指導面等の新たな対応策を検討し、速やかに取組んでいく。なお、本報告書は、第三者調査委員会の設置等に関する規則第9条第3項の規定において、公表に適さない箇所を除き、市民が広く閲覧することが可能な方法で公表することとされており、教育委員会のホームページにおいて公表する。

（委員からの主な意見）

○事実を整理する中で、「あのときこうしていれば」ということがいっぱいあったと思う。

初期対応がいかに大切か。これは水泳の場面だけでない。改めて現場の先生方によく考えてもらいたい。

○この報告書でたくさんのアドバイスをいただいている。再現検証の実施など、本気で取組んで作成いただいた、非常によくできた報告書だと思う。多くの人に読んでいただきたい。

○教員が研修を受けても、地域の方の目があっても、それでも事故が発生するということを想定する必要がある。教員の能力や体制だけではクリアできないこともある。

- 昔に比べて臨海学校が減っていると聞く。安全第一はもちろんだが、児童生徒の体験活動の機会を奪ってしまうことにならないようにしなければならない。
- 水泳指導には積極的な教育的意義がある。そこは見失わないようにしなければならない。子ども自身が、友達が溺れていることに気付いたときにどう行動できるか。誰に伝えるのか。水泳指導に限らず、子どもの安全意識や仲間同士の力を育む教育が重要。
- 報告書が提出されたことで学校への信頼が揺らぐことがあるかも知れないが、それに対応してどう学校を支援していくか。事故が発生したときに、校長が孤立しないように現場でサポートする体制を組むことも緊急時のリスク対応の一つといえる。

(事務局)

- 事故後、校長会とも連携して安全な指導の徹底を進めており、現場は相当な危機感を持って取組んでいる。教育委員会でも、各校の指導計画や実施要項をチェックしており、地道ではあるがこうした取組を継続し、現場の意識が緩むことがないようにしたい。

オ 非公開の宣言

委員長から、以下の議案3件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 議案事項

議第13号 「京都市いじめの防止等に関する条例の制定について」について
(事務局説明)

○大賀 生徒指導課担当課長

本件は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が制定されたことを踏まえ、本市として、いじめの対策に関し、本市の実情に応じた基本的な方針を定めるほか、いじめの防止等のための施策を実施するために必要な事項を定めるために提案するものである。

条例の名称については、仮称で「いじめ防止対策推進条例」としていたが、教育福祉委員会における御指摘や条例案の内容が対策的な措置にとどまらず、本市の実情や経過に応じたいじめの防止等の施策等の基本的な方針等も定めることなどから、「いじめの防止等に関する条例」にしたいと考えている。

条例案は、前文と第1章から第7章、附則で構成しており、前文では、本市のいじめに対する考え方、これまでの取組を述べたうえで、市民等と協同し、いじめの防止等のための対策を進めることにより、子どものいじめを許さない心を育むとともに、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境の構築を進めていくことを規定している。

第1条の「目的」では、基本理念を定めること、本市、保護者の責務、市民、事業者、子どもの役割を明らかにすること、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、法と相まっていじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に実施することを規定している。

第2条の「定義」では、本条例に用いる用語を本市の実情に応じて定義している。

第3条の「基本理念」では、パブリックコメントで頂いた「いじめを行った子どもへの指導や支援にも教育的配慮があるべき」などの御意見等も踏まえた規定としている。

第4条では、本市の責務を規定している。パブリックコメント時の条例素案の概要では、市長、教育委員会及び市立学校の責務等を本市の責務等の3つの柱として掲げ、それぞれに具体的な取組を記載していたが、条例として規定するに当たり、本市総体としての方向性を示し推進する事項について、「本市の責務」として規定し、具体的な取組は後述する第8条「いじめ防止対策指針」と第9条「学校いじめ防止基本方針」へ規定するよう整理した。

第5条では、「保護者の責務」、第6条では「市民及び事業者の役割」、第7条では「子どもの役割等」を規定している。

第8条「いじめ防止対策指針」、第9条「学校いじめ防止基本方針」の策定については、パブリックコメント時の条例素案の概要での本市や学校が取り組む内容を精査し、それぞれの指針、方針に盛り込む方が実態に即し、かつ実践的であると考えられる事項については、指針や方針へ定めるよう改めた。また、パブリックコメントで頂いた「子どもが相談することへの不安や懸念」の御意見を踏まえた内容も盛り込んでいる。

第10条では「協力要請」として、私立学校等や民間の塾やスポーツクラブ等を想定し、これらに対していじめの防止等に必要な協力を求めることを規定している。

第11条では、「子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」を開催すること及び会議の役割について規定している。

第4章から第6章は、法に規定する重大事態が発生した場合の対処についてであり、第12条において教育委員会の調査に関して、第13条において市長の再調査に関して規定したうえで、第14条から第16条において教育委員会が調査を行う際に設置する「いじめ問題調査委員会」について、第17条から第19条において市長の再調査を行う時の「調査委員会」について規定している。

第20条は委任規定についてであり、附則において、本条例は公布の日から施行することを規定している。

議案の説明は以上であるが、昨日の教育福祉委員会において、条例素案として説明したところ、何点かの御意見があり、現在、頂いた御意見も踏まえ、法制課との協議を継続している。

今後の予定としては、9月議会に提案し、条例施行後には、周知が重要であるとのパブリックコメントでの御意見も踏まえ、ホームページへの掲載をはじめ、ポスター、リーフレットの作成等を検討しているとともに、「いじめ防止対策指針」の策定、「関係者会議の開催」についても作業を進めていく。

(委員からの主な意見)

○昨日の教育福祉委員会に出席していたが、いじめの定義についての議会における議論を踏まえ、教育委員会会議でどのような議論がなされたのか知りたいという趣旨の御意見もあった。昨日の教育福祉委員会での指摘を事務局から簡単に紹介してほしい。

○いじめの定義を本人が苦痛を感じている場合に限るべきではないとの教育福祉委員会での御意見はもともとであり、客観的にいじめと認識されるものも、法との関係や表現の難しさはあると思うが、加える方向で検討すべきであると考えている。

- 法に規定されるいじめの定義は、国で十分議論があったうえでのものであり、本市があえて広げることは、その影響も慎重に検討するべきである。
- 市民の皆様から御意見を募集した条例素案の概要と今回の条例案を比べると、記載内容に様々な変更があった。法制課との協議の中で技術的な部分での修正も多かったと思うが、今後の条例制定においては、事前に法制課とある程度の調整をしたうえでパブリックコメントを実施するべきではないか。
- 具体的な施策が規定されないようであれば、財政上の措置が規定されていてもよいと思う。予算を担保する観点からも、具体的な施策と取組、財政上の規定が必要であると考ええる。
- 8条の文言について、「本市は、～しなければならない」と規定することが表現として適切であるかを確認してほしい。
- 前文の「子どもが持ついじめを許さない心を育む」という文言について、いじめを許さない心は子どもだけでなく人間がもともと持っているものであると思う。
- 施策に関する記載を条例では詳細に記載せず、指針に記載することとしたので、条例を付議する際に指針の骨子を付けるなど、議会での審議にあたり分かり易くする工夫を。

(事務局)

- 昨日の教育福祉委員会では、いじめの定義について、本人が苦痛と感じないもしくは主張できないが客観的にはいじめであると認識されるものも加えるべきであること、パブリックコメント時の条例素案の概要では記載していた行政主体別の「本市の責務等」の方が分かりやすいこと、財政上の措置についての規定や時間をかけた議論の必要性などについての御指摘を頂いた。
- 法制課との協議は続けるが、法との整合性により、御意見を全て反映できないことがあることも御理解頂きたい。

(議決)

委員長が、議第13号「京都市いじめの防止等に関する条例の制定について」に対して、採択を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第14号 教育に関する事務に係る平成25年度京都市歳入歳出決算について

(事務局説明)

○清水 総務課長

9月市会定例会で提案する教育委員会関係の平成25年度決算について御説明申し上げます。

平成25年度の一般会計歳出の支出済額いわゆる決算額は445億3043万円。内は、学校・事務局等運営費として159億円であり、学校・幼稚園運営費と就学援助費等の学校関係経費77億円と教育委員会事務局・図書館等各施設の運営費82億円の合計。

また、建物等施設整備費が97億円であり、さらに、京都府負担となる小・中・総合支援学校の教員分を除いた本市負担の職員に係る人件費が189億円となっている。

26年度への繰越額については、15億3930万円となっている。これは、学校の新増改築

事業や修繕にあたり、学校教育活動への配慮や隣接者等との調整、また緊急経済対策等による国庫補助事業の認定等に向けた文部科学省との協議のために工事着工が遅れたことによるものなどである。

不用額については、25 億 4100 万円余りであり、学校等の施設整備における入札減等 19 億円や、人件費の支給実績の減の 5 億円などによるもの。

また、京都市全体の決算については、過去最高の市税徴収率の更新や経費節減などにより 20 億円の黒字となっているが、今後も引き続き徹底した行財政改革を推進していく予定である。

平成 25 年度の決算総括についてだが、平成 25 年度の決算額は前年度を約 40 億円上回る結果となっている。これは、平成 26 年 4 月に開校した東山泉小中学校整備費の増加や、国の緊急経済対策の有利な財源による学校施設の修繕など教育環境の整備を図ったことなどが要因である。

平成 25 年度の各重点取組についてだが、まず、開かれた学校づくりでは、地域や保護者の方々の具体的な参画により、学校の応援団として、子どもたちのために共に汗をかいただく、京都方式の学校運営協議会の設置校数 192 校・園が、210 校・園に拡大するなど、取組の充実を図っている。なお、現在の設置校数は 215 校園となっている。

確かな学力向上対策の推進等については、子どもたちが自ら学び、自ら考える力の定着を目指し、全国学力・学習状況調査等の結果分析などを基に、学力の定着・向上を目指す京まなびプロジェクトの一層の推進、土曜学習の全小・中学校での実施、また、道德教育の充実とともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの増員等によるいじめ・不登校対策の充実などを推進した。

障害のある子どもの教育では、幼稚園・保育所等の就学前の段階で行ってきた配慮・支援の情報を小学校に伝える「就学支援シート」の実施拡充等、さらに、高校教育改革では、新しい入学者選抜制度に伴い、特色ある市立高校づくりをさらに進めるとともに、洛陽・伏見工業高校を統合・再編する新しい工業高校づくりを推進した。

こうした重点取組の主な実績について資料に記載している。

まず（１）開かれた学校づくりと市民との共汗で進める教育改革について、先ほど申し上げた学校運営協議会の設置校拡大とともに、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の普及等について、子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえた条例の改正、また、25 年度行動指針の策定・実践、実践推進者表彰の実施、憲章の愛称（京都はぐくみ憲章）及び新ロゴマークの策定を行うなど、子どもを健やかに育むための市民共通の行動規範である「子どもを共に育む京都市民憲章」の積極的な普及・促進を図っている。

（２）確かな学力向上対策の推進についてだが、小中一貫教育の推進については、義務教育 9 年間を見通した、計画的・系統的な教育を推進するため、全中学校ブロックで小中一貫教育を実施、また、11 ブロックで小中学校合同による学校運営協議会を設置している。

ICT 環境の充実については、学力向上をはじめとする教育活動の一層の推進及び教員の負担軽減による子どもと向き合う時間の確保を目指し、授業における ICT の活用を推進したことによる活用時間数の増加や、事務の効率化を先進的に進める校務支援システムの、小学校・中学校併せて 30 校での先行導入を実施した。現在は全校で運用を開始している。

（３）創造的で個性豊かな子どもの育成についてだが、ALT の配置時間の増加や、高校におけるオールイングリッシュ授業の充実、魅力ある学校図書館づくりの推進等について

は、言語活動の充実に向けて、学校・家庭・地域等の連携の下、子どもの読書活動のさらなる充実に向けた取組を進め、学校図書館運営支援員を小・中・支援学校計 197 校に配置、児童 28,000 人が年間 100 冊を読破している。

職業観・勤労観を育む生き方探究教育の充実については、産学公連携の下、子どもたちが自らの生き方を考え生きる力を育む生き方探究教育の充実を図っており、京都まなびの街生き方探究館を核とした各種取組を実施した。

(4) 心身ともに健全でたくましい子どもの育成についてだが、全小・中学校・高等学校での非行防止教育の実施とともに、中学校各支部の代表生徒による「京都市中学校生徒会サミット」の開催など、中学校ブロック単位で指定校を設定し、小中連携を踏まえた取組を推進している。

いじめ不登校対策の充実については、小学校へのスクールカウンセラーを 95 校に配置を拡大し、クラスマネジメントシートの活用を推進している。

食育・体力向上、安全教育の推進等については、全中学校、高等学校での薬物乱用防止教室の実施とともに、通学路の安全や水泳指導をはじめとする学校教育活動中の事故防止等を踏まえた「学校安全の手引」を改訂し、配付している。

(5) 障害のある子どもへの教育の推進についてだが、北総合支援学校及び西総合支援学校の校舎増築の完了、「就学支援シート」の実施拡充をしている。

(6) 魅力あふれる高校づくりの推進については、「京都市・乙訓地域公立高校の新しい教育制度」の導入や、「京都市立工業高校の再編に関する基本方針」の策定とともに、普通科 5 校における 4 年制大学現役進学率が 58.4%、工業高校 2 校における学校斡旋就職内定率 100% を 12 年連続で達成している。

(7) 子育て支援の充実についてだが、妊娠中の方から思春期までの子どもを持つ保護者を対象に、親としての心構えや必要な知識・技術等を子どもの発育・発達段階に応じて学べる「親支援プログラム～ほっこり 子育て ひろば～」を保健センター、児童館、保育所（園）、幼稚園、小・中学校等で、1,474 回実施している。また、これから親になる世代である青少年が乳幼児等とのふれあい体験を通して、親としての心構えや必要な知識・技術等が学べる「親学習プログラム」の活用の推進を図っております。

(8) 子どもたちがいきいきと学べる安心安全で特色ある教育環境整備についてだが、災害発生時に緊急避難場所として活用される学校施設の防災機能強化等整備事業について、体育館リニューアル事業では 3 校において設計を実施、体育館改築事業では 1 校において工事着手し、1 校において設計を実施、プールリニューアル事業では 3 校において設計を実施、校舎長寿命化事業では 3 校において工事を着手し、3 校において設計を実施している。

学校トイレの洋式化推進については、快適トイレ整備を 22 校で実施し、学校トイレの洋式化を 15 校で推進している。

(9) 生涯学習の推進についてだが、「学びのネットワーク」の推進について、生涯学習の主役である市民一人一人の学習活動を支援するため、生涯学習ポータルサイトの充実を図った。また、「平安京創生館」を活用した授業を実施している。

図書館サービスの充実について、インターネットサービスの充実や、インターネット環境にない利用者等の利便性の向上に取り組んでおり、貸出冊数は 741 万冊、利用者数 404 万人となっている。

(委員からの主な意見)

- 平成 25 年度の決算額は前年度を約 40 億円上回る結果となったということだが、もう少し詳しい説明をお願いしたい。
- トイレの洋式化について、整備内容や整備状況はどのようなものか。
- 近年、いじめや事故などによる重大事案が発生した際の児童・生徒への対応や、自然災害などによる学校施設への被害などが多くなっているように感じるが、そのような緊急対応に関する予算執行はどのようなになっているのか。

(事務局)

- 平成 26 年 4 月に開校した東山泉小中学校について、その整備費が増加したことや、国の緊急経済対策の有利な財源を活用し、理科教育における観察・実験物品の整備を行ったり、学校施設の修繕などを追加で実施したりするなど、教育環境の整備・充実を図ったことなどが要因である。
- 学校トイレについては、温水洗浄便座の設置やタイル貼替え、照明設備・配管改修などのいわゆる快適トイレ化工事を実施しているが、トイレ 1 箇所あたりの経費が約 1,000 万円程度必要になる。一方、学校における和式トイレは約 9,000 穴あり、洋式化率は約 30%程度にとどまっているため、生活様式の変化を踏まえた洋式トイレの設置を加速させるため、快適トイレ化工事と併せて洋式トイレ化に特化した改修も実施することにより、10 年間で洋式トイレ数を倍増させ、洋式化率 60%を目指して事業を進めている。
- 重大事案や災害発生時などの緊急対応のための予算があらかじめ措置されているわけではないため、経費執行の段階において、工事や物品購入などにかかる入札の落札減や事務の効率化を図ったことによる不用などを、財政当局との協議のうえで活用することによって対応している。しかしながら、落札減や不用などで対応できない、大規模な改修などが必要な事案が発生した場合については、補正予算を編成することによって対応することとなる。また、人的措置の面からは、重大事案が発生し、児童・生徒の心のケアが必要な場合などについては、スクールカウンセラーを追加で派遣したり、講師などを加配したりすることによって対応している。

(議決)

委員長が、議第 14 号「教育に関する事務に係る平成 25 年度京都市歳入歳出決算について」に対して、採択を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第 15 号 教育に関する事務に係る平成 26 年度京都市一般会計補正予算について

(事務局説明)

○清水 総務課長

今回の補正予算については、「京都市いじめの防止等に関する条例」の実践及び普及啓発等に関する経費と伏見区向島地域の 4 小中学校の統合校整備に関する経費を合わせ 3,400 万円の増額補正、さらに平成 28 年 4 月開校を目指し検討を進めている、新しい工業高校

の施設改修と一部増築などにかかる経費に関する債務負担行為の増額補正をお願いするもの。

1 点目として、「京都市いじめの防止等に関する条例」制定に関し、その実践及び普及・啓発活動などのために必要な経費 500 万円について増額補正をお願いするものである。

内容について、条例に明記される予定である「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」開催に係る経費、及び市民や保護者の皆様、子どもたちに対して、条例の趣旨や内容、いじめ防止に関する本市の基本方針や施策についての普及・啓発活動を実施するための経費を計上しており、条例制定を契機とし、これまでから本市が進めてきた、いじめ防止に関する取組をさらに推進し、子ども自身にいじめを許さない心を育むとともに、いじめを決して許さず、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を市民ぐるみで構築していく取組をさらに進めていく。

2 点目は、学校統合について。伏見区の向島南小学校、向島二の丸小学校、二の丸北小学校及び向島中学校において、児童生徒数の減少が進む中、学校統合を含めたより良い教育環境のあり方に関して、各校のPTA及び地元3学区で検討が進められ、この7月に地元の皆様のご英断により統合要望書が提出された。この要望書の趣旨を踏まえ、3小学校1中学校を統合し、施設一体型の小中一貫校を現二の丸北小学校敷地に整備するための基本計画策定に係る経費 2,900 万円について増額補正をお願いする。

平成 31 年度の開校を目指して、子どもたちの教育環境のより一層の充実に向けて整備にあたっている。

最後に、債務負担行為について。洛陽工業高校と伏見工業高校の再編に関しては、平成 25 年 4 月に策定した「京都市立工業高校の再編に関する基本方針」に基づき、『新しい工業高校の整備候補地選定委員会』を設置し、平成 25 年 5 月以降、整備候補地の選定を進めてきた。選定委員会から平成 25 年 12 月に「立命館中学・高等学校を最有力とすべき」とする提言が提出され、その提言を踏まえ、立命館中学・高等学校の土地、建物及び工作物を取得するため、平成 26 年 5 月市会に契約議案及び補正予算案を提出し、ご議決いただいたところである。

現在、新しい工業高校の施設改修に関する基本設計を進めているところだが、「工業科」とともに理数系の応用科目や英語系の科目を充実させた「その他専門学科」と、課題発見・解決型の新学科「プロジェクト工学」を設置する新しい教育課程に対応するため、既存の施設を工業高校として再利用するための改修経費と増築棟建設などにかかる経費などを合わせ、29 億 8,000 万円の債務負担行為の増額補正をお願いする。

御議決いただければ、26 年度中に改修及び増築に関する仮契約を締結し、27 年度に改めて本契約の議案をご審議いただく予定。

(委員からの主な意見)

- 「京都市いじめの防止等に関する条例」の普及啓発経費としての 500 万円は、どのような内容か。そこにはインターネット内でのいじめ対応に関する経費も含まれているのか。
- 伏見区向島地域統合小中一貫校整備について、地元の方の要望を十分踏まえた施設整備計画となるように進めてほしい。
- 新しい工業高校の施設整備について、現在設計を行っていると思うがその進捗状況はいかがか。

(事務局)

- 「京都市いじめの防止等に関する条例」の実践及び普及啓発等に関する補正予算 500 万円の内容は、条例に明記される予定の「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」開催に係る必要経費及びリーフレットやパンフレット、その他の媒体を活用していじめ防止に関する本市の基本方針や施策についての普及・啓発を行う経費を計上している。インターネットに関しては、すでにネット監視システムを導入して対応しているので、今回の補正予算には含まれていないが、従来から実施している事業も含めて普及・啓発に努めていきたい。
- 7月末に基本設計が完了し、現在実施設計に着手している。今回の債務負担行為の補正をご議決いただければ、平成 26 年度中に改修・増築工事の仮契約を行う予定である。

(4) 閉会

17時30分、委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長